

独占禁止法・競争関連法

The Power of Global Reach

市場経済（ビジネス）において、経済の憲法とも呼ばれる競争法は、企業活動の根本的な規制です。私たちは、クライアントが競争法を十分に理解し、コンプライアンスを確実に実施し、当局への適切な対応等ができるよう、あらゆる場面においてサポートします。

デロイトのグローバルネットワークの活用

DT弁護士法人は、全世界150を超える国・地域のネットワークを有するデロイトトウシュートマツリミテッド（“DTTL”）の日本におけるメンバーファームの一員として、デロイトの法律部門であるデロイト リーガルに所属する世界80カ国以上、約2,500名の弁護士と連携し、企業のニーズに迅速に対応できる態勢を整えています。海外のデロイトネットワークの活用と各専門家との連携し、国内外の企業の独占禁止法・競争関連法において、包括的に実践的なアドバイスを提供します。

提供サービス

独占禁止法・競争関連法

競争法は、企業活動のあらゆる場面に関わっており、

- ・ 同業者との関係についての規制（カルテル・談合）
- ・ 取引の上流・下流の関係についての規制（取適法（旧下請法）、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法、私的独占）
- ・ 表示・広告等の規制（景表法、薬機法、不競法）
- ・ 企業結合の規制

が含まれます。

DT弁護士法人では、多岐にわたる競争法遵守のため、依頼者の直面する問題についての検討分析、当局への各種事前相談、調査対応、届出、課徴金減免申請、確約手続対応など、あらゆる場面において、以下のようなサービスを提供します。

- 自社の競争法違反の可能性についての検討分析、当局への対応（リーニエンスー申請を含む）・社内調査、争訟
- 他社の競争法違反の可能性についての検討分析、他社との交渉、当局への申告、争訟
- 企業結合についての検討分析、届出作成、当局への事前相談・審査対応
- 役員責任についての分析・対応、コンプライアンス・プログラムの策定・整備
- 知的財産権と競争法の交錯する分野でのアドバイス

公認会計士、税理士その他の専門家との連携

企業の取引契約や事業再編等の事業活動のさまざまな局面において、独占禁止法・競争関連法の重要性が高まっています。健全な企業活動において、コンプライアンス体制の整備や事業リスクの観点など、企業活動のグローバル化、社会情勢の変化等に対応する企業の問題は、弁護士による法律アドバイスのみではなく、他の専門家によるサービスを必要とすることも多くあります。DT弁護士法人では、国内約30都市に20,000名以上の専門家を擁するデロイト トーマツ グループの一員として監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス等の各法人の専門家との緊密な連携により、クライアントにとって利便性が高くかつ効率的な法律サービスを実現します。

主な案件実績

- ・ カルテルで公取委から巨額の課徴金納付命令を受けた企業の、監査役会ないし監査等委員会からの依頼で、役員責任追及、株主代表訴訟の提訴請求に対する対応
- ・ カルテルに参加した企業からの、課徴金減免申請（リニエーション申請）
- ・ 取引先から不当な要求を受けた企業について、独占禁止法による反論、公取委への（被害）申告
- ・ 企業結合届出の要否検討
- ・ カルテルの被疑事実で立入調査を受けている企業からの、課徴金の金額予測、防御の検討依頼
- ・ カーブアウト案件における、ガンジャンピングに関する助言
- ・ 子会社が公取委の調査を受けた大企業グループの、他の子会社についての独禁法コンプライアンスの社内（グループ内）調査支援、アドバイス
- ・ カルテル課徴金等、会社の引当金の額、時期、見通し等についての相談
- ・ 自動車部品の国際カルテル事件（その内1件は米国裁判所のサビーナ（召喚令状）に基づいて文書を提出しながら成功裏に調査を終えることができた）
- ・ 入札談合被疑事件複数（刑事事件を含む）
- ・ 高シェアの統合が公取委の詳細審査により認められた企業結合案件
- ・ 不当廉売差止請求事件の被告代理人
- ・ 外資系コンピュータメーカーの再販売価格維持被疑審査事件の代理人 等

弁護士紹介



パートナー 菅 尋史
弁護士
email: hiroshi.suga@tohatsu.co.jp
Best Lawyers in Japan 2025, 2026 Antitrust / Competition Law部門において、同2021、2023、2025、2026 Corporate and Mergers and Acquisitions Law部門において、Best Lawyers 受賞



パートナー 横手 章吾
弁護士
email: shogo.yokote@tohatsu.co.jp

お問い合わせ

DT弁護士法人

東京事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6870-3300（代）
大阪事務所 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel 06-7711-2540（代）
email dtlegal@tohatsu.co.jp
会社概要 www.deloitte.com/jp/dt-legal
法務サービス www.deloitte.com/jp/ja/services/legal



デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ・リスク・アドバイザリー・合同会社、デロイト・トーマツ・コンサルティング・合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャル・アドバイザリー・合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促すことで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>